規約・規則集

（令和７年２月 13 日改正分）

近畿税理士国民健康保険組合

目　　次

規　　約

規　　約 …… 1～31頁

規　　則

規約施行規則 …… 32～36頁

組合会議員選挙規則 …… 37～42頁

組合役員選任規則 …… 43頁

近畿税理士国民健康保険組合規約

第１章　総則

（目的）

第１条　この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

（名称）

第２条　この組合は、近畿税理士国民健康保険組合と称する。

（事務所の所在地）

第３条　組合は、主たる事務所を大阪市中央区谷町１丁目５番４号に置く。

（地区）

第４条　組合は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県の各市町村並びに三重県伊賀市及び名張市をその地区とする。

（公告の方法）

第５条　組合の公告は、組合の掲示場に掲示するとともに次回組合報に掲載し、かつ必要があると認めたときは組合員の事務所あてに文書を送付して行う。

２　前項の事務所は、組合員の税理士事務所又は組合員の勤務する税理士事務所をいう。

第２章　組合員

（組合員の範囲）

第６条　組合員は、近畿税理士会の会員であり、税理士法第２条に規定する税理士業務に従事する税理士（以下「税理士である組合員」という。）、

税理士である組合員の税理士事務所に勤務する税理士（以下「勤務税理士である組合員」という。）及び従業員（以下「従業員である組合員」という。）並びに組合の職員で、第４条の地区内に住所を有するものとする。

（加入の申込）

第７条　組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第６条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第１項第８号又は同条第２項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びにその世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第６条各号に関する事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて組合に申し込まなければならない。

ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者（以下「後期高齢者医療制度の被保険者」という）が加入の申込をする場合は、その旨を記載した書面に住民票を添えて、組合に届け出なければならない。

２　前項の加入の申込をした者は、理事が審査の上加入の申込を受理した日に組合員となる。

３　前項の受理は第１項の申込をした日から30日以内にしなければならない。

（変更の届出）

第８条　第７条第１項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

（後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出）

第９条　後期高齢者医療制度の被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

２　前項に規定する組合員が、後期高齢者医療制度の被保険者資格を喪失

した場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

（脱退）

第10条　組合員は、組合を脱退するには、１箇月以上の予告期間を設けなければならない。

（除名）

第11条　次の各号の１に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

⑴　正当な理由がないのに保険料の納付期日後６箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。

⑵　法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込に当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第３章　保険給付

（一部負担金）

第12条　保険医療機関又は、保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

⑴　６歳に達する日以後の最初の３月31日の翌日以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合　十分の三

⑵　６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である場合　　十分の二

⑶　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）　十分の二

⑷　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の２第１項に規定する者に限

る。)について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき　十分の三

（出産育児一時金）

第13条　組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し出産育児一時金として48万８千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、１万２千円を加算する。（令5.2.14改正）

２　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。

（葬祭費）

第14条　組合は、被保険者が死亡したときはその者の葬祭を行うものに対し、次の区分による葬祭費を支給する。

⑴	税理士である組合員	50,000円
⑵	勤務税理士である組合員	50,000円
⑶	従業員である組合員	30,000円
⑷	組合員以外の被保険者	20,000円

２　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療広域連合が行うこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（高額療養費）

第15条　組合は法第57条の２の定めるところにより、組合員に対し、高額療養費を支給する。

（移送費）

第16条　組合は法第54条の４の定めるところにより、組合員に対し、移送費を支給する。

（入院給付金）

第17条　組合は、組合員（後期高齢者の組合員を除く）が療養のため保険医療機関に入院したときは、その入院日数に応じて、次の各号の区分に従い入院給付金を支給する。

⑴	税理士である組合員	入院１日につき	5,000円
⑵	勤務税理士である組合員	入院１日につき	5,000円
⑶	従業員である組合員	入院１日につき	5,000円

2　前項の規定にかかわらず、入院給付金は１会計年度通算して３日までは支給されないこととし、支給日数は１会計年度90日を限度とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第17条の２　組合は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その額とす

る。

3　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第17条の３　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第４章　保健事業

（保健事業）

第18条　組合は、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

⑴　40歳以上の被保険者に対する特定健康診査

⑵　40歳以上の被保険者に対する特定保健指導

⑶　健康教育

⑷　健康相談

⑸　健康診査（第１号に掲げるものを除く。）

⑹　生活習慣病その他の疾病の予防

⑺　健康づくり運動

⑻　その他、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2　前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）の保健事業に関して必要な事項は別に定める。

（利用料）

第18条の２　組合は、第18条の各項の事業に支障がない場合に限り、被保

険者でないものに当該事業を利用させることができ、利用料については、別に定める。

第５章　保険料

（保険料の賦課額）

第19条　組合員は保険料として、次の第１号から第４号までのいずれかの額と第５号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

⑴　税理士である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第９条第２項に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ　国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業等（以下「後期高齢者の保健事業等」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）　34,300円（令5.2.14改正、令7.2.13改正）

ロ　後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金賦課額（以下「後期高齢者支援金賦課額」という。）　5,700円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

ハ　介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）　6,100円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

⑵　勤務税理士である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。

ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ　基礎賦課額　26,100円（令5.2.14改正、令7.2.13改正）

ロ　後期高齢者支援金賦課額　5,700円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

ハ　介護納付金賦課額　6,100円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

⑶　従業員である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。

ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ　基礎賦課額　17,800円（令5.2.14改正、令7.2.13改正）

ロ　後期高齢者支援金賦課額　5,700円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

ハ　介護納付金賦課額　6,100円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

⑷　後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業等に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として　2,000円　とする。

⑸　組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ　基礎賦課額　8,600円（令5.2.14改正、令7.2.13改正）

ロ　後期高齢者支援金賦課額　5,700円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

ハ　介護納付金賦課額　6,100円（令5.2.14改正、令6.2.14改正、令7.2.13改正）

2　税理士である組合員は、その勤務税理士である組合員及び従業員である組合員の納付すべき保険料の二分の一を負担するものとする。

（未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減）

第19条の2　組合は、毎年11月30日時点において、組合員の世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）が属する場合には、当該組合員に賦課する当該年度の保険料（以下「補助対象保険料」という。）に対して、当該未就学児1人につき 12,000円を乗じた額

と当該組合員の補助対象保険料の総額とのいずれか少ない方の額を当該組合員に補助することとする。

2　前条第２項に該当する勤務税理士である組合員及び従業員である組合員についての前項に規定する「補助対象保険料」は、「当該組合員に賦課する当該年度の保険料から前条第２項の規定による税理士である組合員が負担する額の当該年度の総額を除いた額」と読み替えるものとする。

（産前産後期間相当分の保険料軽減）

第19条の3　組合員の世帯に出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合、出産日の属する月（以下「出産月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産月の翌々月までの期間に係る出産被保険者の保険料を軽減する。　（令5.11.24追加）

（賦課期日）

第20条　保険料の賦課期日は、毎月１日とする。

（納期）

第21条　保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

2　前項に規定する日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他一般の休日に当たるときは、これらの翌日をもってその日とみなす。

（保険料の変更）

第22条　保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第９条第２号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、第19条により算定した額とする。

2　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被

保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額はその納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月までの額とする。

（納額告知）

第23条　保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかにこれを組合員に通知しなければならない。

（督促手数料）

第24条　保険料の督促手数料は督促状1通について500円とする。（令7.2.13改正）

（延滞金）

第25条　納期限までに保険料を納付しない組合員があるときは、当該保険料の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき年14.6％（当該納期限の翌日から３月を経過する日までの期間については、年7.3％）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

⑴　督促状の指定期日までに保険料を納付したとき

⑵　次条の規定により保険料の納付期限が延長されたとき

⑶　その他特別の事由があると理事長が認めた場合

２　前項に規定する年あたりの割合は閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。

（保険料の納付期限の延長）

第26条　理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。（令7.2.13改正）

⑴　納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け又はその資産を盗まれたとき

⑵　納付義務者がその業務を休止したとき

⑶　納付義務者がその業務について甚大な損害を受けたとき

⑷　前各号に掲げる理由に類する理由があったとき

（保険料の減免）

第27条　理事長は次の事項に該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

⑴　災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

第６章　組合会

（組合会議員の定数）

第28条　組合会議員の定数は、45人とする。

（組合会議員の選挙）

第29条　組合会議員は、別に定める組合会議員選挙規則により選任する。

（任期）

第30条　組合会議員の任期は、３年とする。

ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

（組合会の議決事項）

第31条　組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

⑴　特別積立金の繰替使用

⑵　組合会議員選挙規則の改廃

⑶　組合役員選任規則

⑷　法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

（組合会の種類）

第32条　組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

（組合会の招集）

第33条　通常組合会は、毎年２月及び７月に招集しなければならない。

２　臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

（組合会の招集請求）

第34条　組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事はその請求があった日から起算して20日以

内に、臨時組合会を招集しなければならない。

（組合会の招集手続）

第35条　組合会の招集は会日の１週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の事務所にあてて送付して行うものとする。

（組合会の議事及び緊急議決）

第36条　組合会の会議は、組合会議員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

２　組合会の議事は、出席組合会議員の過半数で決し、可否同数のときは組合会議長の決するところによる。

３　組合会に出席することのできない議員は、あらかじめ通知をうけた会議の目的たる事項について書面により組合会の議事に加わることができる。

４　前項の規定により賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる議員は出席したものとみなす。

５　組合会においては出席した議員の三分の二以上の同意を得たときに限りあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

ただし、法第27条第１項に掲げる事項については、この限りでない。

６　規約の変更又は組合の解散若しくは合併に関する事項は、組合会議員の定数の三分の二以上で決する。

（組合会議長、副議長）

第37条　組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後最初に開かれる組合会において互選する。

２　議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

（組合会の議事録）

第38条　組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し議長並びに出席議員２名が署名しなければならない。

第７章　役員

（役員及びその定数）

第39条　組合に役員として理事及び監事を置く。

２　理事の定数は20人とし、監事の定数は５人とする。

３　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは３ヶ月以内に補充しなければならない。

（理事長）

第40条　理事のうち１人を理事長とし、理事がこれを互選する。

２　理事長は、組合の業務を総理する。

（副理事長）

第41条　理事のうち２人を副理事長とし、理事がこれを互選する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

（常務理事）

第42条　理事のうち６人を常務理事とし、理事がこれを互選する。ただし、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、３ヶ月以内に後任者を選任するものとする。

２　常務理事は、常時組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときはその職務を代行する。

（法令遵守（コンプライアンス）担当理事）

第43条　理事のうち１人を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

２　法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

（代表監事）

第44条　監事のうち１人を代表監事とし、監事がこれを互選する。

２　代表監事は監査に関する事務について監事を代表する。

（役員の任期）

第45条　役員の任期は、３年とする。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

３　役員は、選任後３年目の７月に召集される通常組合会において、新たに役員が選任された場合、その組合会終結の時に任期が満了する。

４　理事長又は副理事長２人が欠員となったときは、３週間以内に理事会を招集し、後任者を選任するものとする。

（役員の選挙）

第46条　理事及び監事の選任については、別に定める役員選任規則による。

（理事の職務）

第47条　理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

２　理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

３　理事は組合会の決議により禁止されない時に限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（監事の職務）

第48条　監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

２　監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

（監事の兼職の禁止）

第49条　監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

（報酬及び費用弁償）

第50条　役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

２　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

（役員の解任）

第51条　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員の解任を請求することができる。

2　前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。

ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3　第１項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付しかつ、組合会の会日から１週間前までにその請求に係る役員に第１項の書面を送付し、かつ組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4　第１項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

（守秘義務）

第52条　役員は職務上知り得た被保険者等の個人情報を漏らしてはならない。退任した後も同様とする。

2　前項の個人情報とは、次の通りとする。

⑴　診療報酬請求書及びこれを基に作成される文書

⑵　保健事業として行う各種検診等の記録

⑶　資格記録

⑷　給付記録

⑸　被保険者記録

⑹　その他個人情報に関する記録

第８章　顧問及び相談役

（顧問及び相談役）

第53条　理事長は、組合の業務の改善進歩及び組合の運営等必要な事項を諮問するため、学識経験を有する者のうちから理事会の承認を得て顧問又は相談役を委嘱することができる。

第９章　理事会

（理事会の招集）

第54条　理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

２　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

３　理事会の招集は、会日の１週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を理事及び監事に送付して行うものとする。

ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

４　理事の２分の１以上の者が会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を求めたときは、理事長は２週間以内に理事会を招集してその議案を付議しなければならない。

（理事会の決定事項）

第55条　理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

⑴　組合会の招集及び組合会に提出する議案

⑵　組合業務運営の具体的方針の決定

⑶　業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項

⑷　その他その規約に定める事項

（理事会の議事）

第56条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

2　理事会に出席することのできない理事はあらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。

3　前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

4　理事会において２分の１以上の理事が現に出席し、その３分の２以上の同意を得たときは、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても付議することができる。

（理事会の議事録）

第57条　理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事２名が署名しなければならない。

第10章　常務理事会

（常務理事会の構成）

第58条　常務理事会は理事長､副理事長及び常務理事をもって構成する。

（常務理事会の招集）

第59条　第54条（理事会の招集）の規定は、常務理事会に準用する。ただし､「理事会」とあるを「常務理事会」と､「監事」とあるを「代表監事」と､「理事」とあるを「構成員」と読みかえるものとする。

（常務理事会の審議事項）

第60条　常務理事会においては、次に掲げる事項について審議する。

⑴　理事会に提出すべき議案

⑵　諸規程において常務理事会に付議するものと定めた事項

⑶　理事会からその決定を常務理事会に委任された事項

⑷　業務執行に関する事項で常務理事会に付議することを必要と認めた事項

（常務理事会の議事）

第61条　第56条（理事会の議事）第１項及び第４項の規定は、常務理事会に準用する。ただし、「理事会」とあるを「常務理事会」と、「理事」とあるを「構成員」と読みかえるものとする。

（常務理事会の議事録）

第62条　第57条（理事会の議事録）の規定は、常務理事会に準用する。ただし、「理事会」とあるを「常務理事会」と、「理事」とあるを「構成員」と読みかえるものとする。

第11章　業務の執行及び会計

（規約その他書類の備付及び閲覧）

第63条　理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

２　組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計年度）

第64条　この組合の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。

２　出納の閉鎖は翌年度の５月31日とする。

（経費の支弁）

第65条　組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

⑴　保険料並びに使用料及び手数料

⑵　補助金

⑶　寄附金その他の収入

（特別会計）

第66条　この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

２　特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

（職員退職積立金）

第67条　組合は、職員の退職一時金にあてるため、職員退職積立金を積立てなければならない。

2　前項の積立金は、給与規定に基づいて算出し、毎年度の予算に計上して積立てる。

（保健施設準備積立金）

第68条　組合は毎年度の歳入歳出決算において剰余金を生じたときは、規約第18条各号に掲げる施設を行うため保健施設準備積立金を積立てることができる。

2　前項の積立金の積立て及び取崩しは、組合会の議決によって行う。

（財産の管理）

第69条　この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

⑴　有価証券の取得は、元本保証のあるものに限り、その保管はこれを確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法による。

⑵　積立金は金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法による。

⑶　現金は、金融機関に預け入れる。

⑷　金融機関の取引の開始及び廃止は、常務理事会の承認による。

⑸　前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法による。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第70条　理事は、通常組合会の会日の１週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2　理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員は、いつでも、理事長に対し、第１項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿の閲覧）

第71条　組合員は、総組合員の10分の１以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。

この場合には、理事は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第12章　支部

（支部）

第72条　組合に支部を置くことができる。

２　支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第13章　事務局

（職員）

第73条　この組合に次に掲げる職員を置く。

⑴　事務局長　　１人

⑵　事務局次長　　２人以内

⑶　事務員　　若干名

２　事務局長及び事務局次長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

３　事務局長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。

４　事務局次長は事務局長の事務を補佐し、事務局長が事故あるときは、これを代理する。

５　職員は理事長が任免する。

６　前各項に定めるもののほか、事務局及び職員に関する事項については別に定める。

第14章　雑則

（規則及び規程）

第74条　この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、組合会、理事会又は常務理事会の議決により、規則、規程又は細則をもって別にこれを定める。

2　他に別段の定めある場合のほか、規則は組合会の議決により、規程は理事会の議決により、細則は常務理事会の議決によって制定又は改廃する。

第15章　罰則

第75条　組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過怠金を科する。（令7.2.13改正）

第76条　組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは100,000円以下の過怠金を科する。

第77条　組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を科する。

第78条　前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第79条　第75条から第77条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

1　この規約は昭和34年４月１日から施行する。

（規約の廃止）

2　大阪府税理士国民健康保険組合規約（昭和33年４月１日）は廃止する。

（延滞金の割合の特例）

3　第25条に規定する延滞金の年7.3％の割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第89号）第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４％の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3％の割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1％未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附　則

以下省略

附　則

この改正規約は、昭和49年４月１日から施行する。

ただし、３（助産費）については、昭和49年４月１日以降の出産から及び６（高額療養費）については、昭和49年７月１日以降の診療から適用する。

附　則

この改正規約は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、昭和50年５月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て公告の日から施行する。

ただし、第13条は昭和50年７月１日から適用する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て公告の日から施行する。

ただし、第19条については、昭和51年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は第４条については、大阪府の認可を得て公告の日から、第19条については、昭和52年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て公告の日から施行する。

２　改正規約第28条は、昭和53年に選任される者から適用する。

附　則

この改正規約は、昭和53年８月４日から施行する。

２　この改正規約による第13条第２項の規定は、この改正規約の施行の月を経過した日以降の出産から適用する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、公告の日から施行する。

２　この改正規約による第13条第１項の金額の改正規定は昭和54年12月１日以降の出産から適用する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、昭和55年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、昭和55年４月10日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、昭和56年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、公告の日から施行する。

２　この改正規約による第13条第１項の金額の改正規定は昭和57年３月１日以降の出産から適用する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、昭和58年２月１日から施行する。

２　この規約の改正後の第75条及び第76条の規定は、昭和58年２月１日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、な

お、従前の例による。

附　則

この規約は、府の認可を得て、公示の日から施行する。

2　改正後の規約第22条第２項は、この改正規約の施行の日以降の保険料の納付義務の消滅、又は被保険者数の減少に係る保険料の額の変更から適用する。

附　則

この規約は、府の認可を得て、第６条及び第19条については昭和60年４月１日から施行し、第２条及び第13条については昭和60年10月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、昭和61年４月１日より施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、昭和62年４月１日より施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、昭和63年４月１日より施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、第３条については、平成元年２月13日から施行し、第19条については、平成元年４月１日から施行、第21条については、平成元年２月22日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成２年７月24日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成４年４月１日から施行する。

2　この改正規約による第13条第１項については平成４年４月１日以降の出産から適用する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成６年10月１日から施行する。

２　この改正規約施行前の出産に基づく助産費（又は育児手当金）の支給については、なお、従前の例による。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成７年２月24日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成７年７月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成７年７月26日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成８年８月26日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成10年８月17日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成12年４月１日から施行する。

２　この規約の改正後の第19条及び第22条の規定は、平成12年度以後の保険料について適用し、平成11年度以前については、なお従前の例による。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、第12条第１項第２号及び第３号並び

に第４号については、平成14年10月１日から適用し、第１号については、平成15年４月１日から施行する。

2　この改正規約は、府の認可を得て、第13条及び第19条については、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成16年２月26日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、第４条については、平成17年２月25日から施行し、第19条については、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、第７条及び第８条については、平成18年２月24日から施行し、第19条については、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成18年10月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成20年４月１日から施行する。

2　この改正規約の施行日前に行われた改正前の規約第12条に規定する一部負担金については、なお従前の例による。

3　高齢者の医療の確保に関する法律附則第２条に規定する政令で定める日までの間、第19条中「後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）」と、「後期高齢者支援金の納付」とあるのは「後期高齢者支援金等の納付」と、「後期高齢者支援金賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」とする。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成21年１月１日から施行する。

2　この改正規約の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規約による第25条及び附則第３項の規定については府の認可を得て、平成22年１月１日から施行する。

2　この規約による改正後の国民健康保険組合規約第25条及び附則第３項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する国民健康保険組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成23年４月１日から施行する。

2　この改正規約の施行日前に出産した被保険者に係る規約第13条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成26年７月24日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成27年１月１日から施行する。

2　この改正規約の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成27年２月13日から施行する。

2　この改正規約の第19条については、府の認可を得て、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成28年１月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成28年８月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約は、府の認可を得た日から施行する。

ただし、第17条の２及び第17条の３の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給規程第７条に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、令和４年１月１日から施行する。

2　この改正規約の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附　則

この改正規約は、府の認可を得て、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正規約「第19条の2」の追加（未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減）は、府の認可を得て、令和4年11月1日から施行する。

附　則（令和5年2月14日改正）

1. この改正規約「第13条第1項」の変更（出産育児一時金の支給額変更）は、府の認可を得て、令和5年4月1日から施行する。

ただし、この改正規約の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

2. この改正規約「第19条第1項」の変更（月額保険料の改定）は、府の認可を得て、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和5年11月24日追加）

1. この改正規約「第19条の3」の追加（産前産後期間相当分の保険料軽減）は、府の認可を得て、令和6年1月1日から施行する。

附　則（令和6年2月14日改正）

1. この改正規約「第19条第1項」の変更（月額保険料の改定）は、府の認可を得て、令和6年4月1日から施行する。

附　則（令和7年2月13日改正）

（施行期日）

1. この改正規約のうち、「第19条第1項」の変更（月額保険料の改定）及び「第24条」の変更（督促手数料の額の見直し）については、府の認可を得て、令和7年4月1日から施行し、改正規約「第26条第1項」の変更（保険料の納付期限の延長）及び改正規約「第75条」の変更（罰則規定の変更）は、府の認可を得て、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2. この規約による改正後の「第26条第1項」の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度分以後の保険料について適用し、令和6年度のうち、令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3. この規約の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

近畿税理士国民健康保険組合規約施行規則

第１章　通則

（目的）

第１条　この規則は近畿税理士国民健康保険組合規約（以下単に「規約」という）の施行に関し必要なる事項を定める。

（地区）

第２条　規約第４条の地区を拡張しようとするときは、あらかじめ当該市町村長の同意を得て組合会の議決に附し、その承認を得た議事録を附して大阪府知事の認可をうけなければならない。

第２章　組合員

（加入申込）

第３条　規約第７条に基づく加入申込の書面（様式第１）には加入しようとする者全員の住民票を添えなければならない。

２　規約第６条に規定する勤務税理士及び従業員が加入する場合は、雇用証明書（様式第14）を添えなければならない。

（資格審査会）

第４条　前条の申込を受けたときは理事長は資格審査会の議に附しその結果をただちに申込者に通知しなければならない。

２　前項の資格審査会の構成は理事長、副理事長、常務理事とする。

（資格確認書又は資格情報のお知らせの交付）

第５条　前条により受理の通知を受けた申込者は当月分の保険料を納付して資格確認書又は資格情報のお知らせを受取るものとする。（令7.2.13改正）

2　資格確認書の郵送を希望する申込者はその旨を組合に申し出るものとする。この場合前項の金額を納付しなければならない。（令 7.2.13 改正）

3　前項により資格確認書を郵送する場合は書留郵便によるものとしその費用は申込者の負担とする。（令 7.2.13 改正）

第６条　削　除（令 7.2.13 改正）

第３章　保険給付

（療養給付）

第７条　被保険者が療養の給付を受けようとするときは、保健医療機関又は、保険薬局にマイナンバーカード（健康保険証として利用登録をしたもの）又は資格確認書を提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事由あるときは、その事由がやんだ後速やかにこれを提出しなければならない。（令 7.2.13 改正）

第８条　削　除

（療養費支給申請）

第９条　療養費支給申請書（様式第６）には療養に要した費用の額に関する証拠書類を添えなければならない。

（出産育児一時金支給申請）

第10条　出産育児一時金支給申請書（様式第７）には、市区町村長、医師、又は助産師の証明書を添えなければならない。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であるときは、その旨を証明する書類を併せて添えなければならない。

第11条　削　除

（葬祭費支給申請）

第12条　葬祭費支給申請書（様式第９）には死亡診断書又は市区町村長の証明書を添えなければならない。

（高額療養費支給申請）

第13条　高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請

書(様式第12)を提出しなければならない。(昭和49年７月１日から適用)

(移送費支給申請)

第14条　移送費の支給を受けようとするときは、移送費支給申請書（様式第13）を提出しなければならない。

(入院給付金支給申請)

第15条　入院給付金の支給を受けようとするときは、入院給付金支給申請書（様式第15）を提出しなければならない。

第４章　保健事業

(健康診断及び疾病の予防)

第16条　健康診断及び予防接種は毎年度予算の範囲内で少くとも各１回以上無料で行うものとする。

(保健事業の利用)

第17条　組合が特に契約した保養所を利用しようとする者は保養所の名称、利用日時、人員、申込責任者の氏名等を明らかにして利用しようとする日の１週間（土曜、日曜、祭日の場合は10日）前までに組合に申し込むものとする。

第５章　保険料

(保険料の納付)

第18条　規約第19条に定める保険料は第５条第１項の加入月の分を除き当月分について毎月20日に組合が発行する納額告知書により毎月末日までに銀行振込により、または直接納付により組合に納付しなければならない。

(納付期限の延長申請)

第19条　規約第26条の申請をしようとする者は保険料納期限延長申請書（様式第10）を組合に提出しなければならない。

（保険料の減免申請）

第20条　規約第27条第１号に該当し保険料の減免を受けようとする者は保険料減免申請書（様式第11）を組合に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は昭和48年１月１日から施行する。

２　保険給付規程はこの規則施行の日に廃止する。

附　則

この改正規則は、昭和51年９月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、昭和53年１月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、昭和60年10月１日から施行する。

附　則

この規則に定める様式中、昭和と記載してあるものは、平成元年１月８日から平成と改める。

附　則

この改正規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成６年10月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成７年２月24日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成７年７月26日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成21年１月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成22年７月23日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成27年２月13日から施行する。

附　則

この改正規則は、平成29年２月13日から施行する。

附　則

この改正規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正規則「第5条」の変更（資格確認書又は資格情報のお知らせの交付）、「第6条」の削除、「第7条」の変更（療養給付）は、被保険者証の廃止に伴い、令和6年12月2日から施行する。

様式第１　被保険者加入資格取得届
様式第２　削　除
様式第３　被保険者資格喪失届
様式第４　削　除
様式第５　削　除
様式第６　療養費支給申請書
様式第７　出産育児一時金支給申請書
様式第８　削　除
様式第９　葬祭費支給申請書
様式第10　保険料納付期限延長申請書
様式第11　保険料減免申請書
様式第12　高額療養費支給申請書
様式第13　移送費支給申請書
様式第14　雇用証明書
様式第15　入院給付金支給申請書

組合会議員選挙規則

（趣旨）

第１条　近畿税理士国民健康保険組合の組合会議員（以下「議員」という）の選挙に関しては、法令及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（選挙区及び議員の定数）

第２条　議員の選挙区は別表の地域とする。

２　各選挙区において選挙すべき議員の数は、小選挙区（その選挙区に属する組合員の数が、組合員の総数の45分の１に充たない選挙区をいう。）は１人とし、その他の選挙区は45人から小選挙区において選挙すべき議員の総数を控除した数を、組合員の総数から小選挙区に属する組合員の数を控除した数に比例して、小選挙区を除く各選挙区に割り当てた数とする。この場合において、割当数に１人未満の端数が生じたときは、当該端数値の大きいものから、順次議員の定数に達するまで１人に切り上げる。

３　前項に定める組合員の数又は組合員の総数は、選挙人名簿作成の日現在における数とする。

（選挙の管理）

第３条　組合会議員の選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除き、組合会議員選挙管理委員会（以下「委員会」という）が管理する。

２　委員会は組合会議員選挙管理委員（以下「委員」という）７人をもって組織する。

３　委員は、選挙の年の２月末日までに、組合員のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

４　委員は互選により委員長、副委員長各１人を選出する。

５　委員の任期は、第３項による委嘱を受けた年の３月１日から３年とする。

（選挙権及び被選挙権）

第４条　選挙人名簿作成の日から引続いて組合員の資格を有する者は、当組合に届け出た主たる事務所の所在地において、組合会議員の選挙権及び被選挙権を有する。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

⑴　成年被後見人及び被保佐人

⑵　禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることのなくなるまでの者

（選挙人名簿）

第５条　委員会は、選挙の年の３月31日現在をもって、各選挙区における選挙人名簿を作成し、組合事務局に備えつけて組合員の縦覧に供しなければならない。

２　選挙権を有する者は、前項の選挙人名簿に脱漏又は誤びゅうがあると認めたときは、投票期日の14日前までに委員会に異議の申立をすることができる。

（選挙期日及び公示）

第６条　議員の選挙は、選挙の年の６月20日までに行う。

２　委員会は、選挙期日の１ヶ月前までに、投票及び開票の日時並びに選挙すべき議員の数と立候補の締切日を公示し、かつ、組合員の事務所に通知しなければならない。

３　公示は組合の掲示場に掲示して行う。

（投票）

第７条　投票は、単記無記名により、郵便投票とする。

２　選挙人は、所定の日時までに、委員会が指定した場所に投票用紙が到達するよう投票しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、第15条第３項の規定に該当する場合には、投票によらないものとする。

（無効票）

第８条　次の投票は無効とする。

⑴　所定の用紙を用いないもの。
⑵　２人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
⑶　候補者以外の氏名を記載したもの。
⑷　被選挙人の何人を記載したかを確認し難いもの。
⑸　被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
⑹　印書又は印刷によって被選挙人の氏名を記載したもの。
⑺　その他委員会が無効と定め、公示したもの。

２　前項の判定は委員会がこれを行う。

（開票）

第９条　開票は、委員会の定めた日時及び場所において、開票立会人の立会のもとに行う。

（開票立会人）

第10条　委員会は、組合員のうちから３人以上の開票立会人を選任し、開票日の７日前までに本人に通知しなければならない。

（立候補）

第11条　被選挙権を有する組合員は、議員候補者になることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は議員候補者となることができない。

⑴　未成年者
⑵　組合会議員選挙管理委員
⑶　理事及び監事

（立候補の届出）

第12条　議員候補者になろうとする者は、投票期日の公示があった日から10日以内に、次の事項を記載した文書をもって立候補する旨を委員会に届け出なければならない。

⑴　氏名
⑵　生年月日
⑶　主たる事務所の所在地

⑷　被保険者証記号番号、または後期高齢者組合員登録番号
⑸　選挙区

2　規約第６条に規定する勤務税理士である組合員及び従業員である組合員で議員候補者になろうとする者は、雇用主の同意を証する書面を添付しなければならない。

（議員候補者名簿）

第13条　委員会は、立候補の届出を締め切ったのち、届出者の資格を審査し、議員候補者名簿を作成して投票期日の10日前までに公示し、かつ、組合員の事務所に通知しなければならない。

（議員候補者の推せん）

第14条　議員候補者の数が選挙すべき議員の数に満たないときは、理事長は近畿税理士会会長と協議のうえ、本人の承諾を得て議員候補者を推せんし、投票日の10日前までに委員会に届け出なければならない。

（当選人）

第15条　議員の選挙は、各選挙区において有効投票の最多数を得た者から、順次定足数に達するまでの者を当選人とする。

2　前項の規定により当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、委員会においてくじにより定める。

3　議員候補者の数が選挙すべき議員の数をこえないときは、投票によらず当選を決定する。

（当選人の告知）

第16条　当選人が定まったときは、委員会は直ちに当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（欠員の補充）

第17条　選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができない場合及び議員の欠員が生じた場合は、第14条の規定を準用し、理事長は議員候補者を推せんする。

2　委員会は推せんされた議員候補者を公示し、公示後10日間異議の申立がなければ当選人とする。

（任期）

第18条　議員の任期は選挙の年の７月１日から起算する。

（費用弁償）

第19条　委員及び開票立会人の費用弁償は、当組合の役員に準ずるものとする。

（委任条項）

第20条　この規則に定めのない事項及び取扱い細目については、選挙管理委員会の定めるところによる。

附　則

1　この規則は、昭和52年12月16日から施行する。

2　この規則は、昭和53年に行われる選挙から適用する。

附　則

1　この規則は、昭和56年３月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、昭和58年７月19日から施行する。

附　則

1　この規則は、昭和59年７月21日から施行する。

附　則

1　この規則は、昭和60年４月１日から施行する。

ただし、第１条については昭和60年10月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成17年７月22日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成20年４月30日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成29年２月13日から施行する。

別　表

選　挙　区	選挙区の地域（各掲げる税務署の管轄区域の一円とする）
第　1　区	東
第　2　区	西、港
第　3　区	南、浪速
第　4　区	北、大阪福島、大淀
第　5　区	西淀川、東淀川
第　6　区	旭、城東、枚方、門真
第　7　区	天王寺、生野、東成
第　8　区	阿倍野、東住吉、西成、住吉
第　9　区	富田林、東大阪、八尾
第　10　区	堺、泉大津、岸和田、泉佐野
第　11　区	茨木、吹田
第　12　区	豊能
第　13　区	上京、中京、下京、右京、左京、東山、伏見、宇治、園部、福知山、宮津、舞鶴、峰山
第　14　区	神戸、灘、須磨、兵庫、長田、芦屋、明石、加古川
第　15　区	西宮、伊丹、尼崎、柏原、洲本
第　16　区	三木、社、西脇、姫路、竜野、相生、豊岡、和田山
第　17　区	奈良、葛城、吉野、桜井
第　18　区	和歌山、海南、粉河、湯浅、御坊、田辺、新宮
第　19　区	大津、今津、草津、水口、近江八幡、彦根、長浜

組合役員選任規則

第１条　この規則は組合規約第46条に基づき理事及び監事の選任について規定する。

第２条　理事及び監事の選任は組合会において行なうものとする。

第３条　前条に規定する役員の選任は、当該組合会において選出された役員選考委員７名によって選考し、組合会の議を経て決するものとする。

第４条　前条に規定する役員選考委員には当該組合会に出席した議長、副議長を含むものとする。

第５条　理事及び監事は組合会議員を兼ねることはできない。

第６条　この規則の変更は組合会の議決によらなければならない。

附　　則

この規則は、昭和48年４月１日から施行する。

附　　則

この改正規則は、昭和52年12月16日から施行する。

附　　則

この改正規則は、平成27年２月13日から施行する。